請負工事における電子協議・電子納品・電子検査に関する特別仕様書

本工事は、新潟県CALS/EC整備行動計画（アクションプログラム）に基づく電子納品対象工事であり、以下の各項により履行するものとする。

１　受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSシステム（以下、「CALSシステム」という。URL：https://web.neo-calsec.com/portal/niigata/index.html）を利用して電子協議※1を行わなければならない。

２　受注者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品※2を行わなければならない。

３　工事完成図書の提出方法、提出部数、検査方法については、別表１を遵守しなければならない。電子検査に関する詳細な事項については、別途県が公表する※3「新潟県電子検査実施要領」による。

４　受注者は、CALSシステムを利用して電子協議及び電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器及び電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。

５　監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、受注者は後日CALSシステムを通じ監督員の確認を得なければならない（農業土木工事標準仕様書１－１－７関連）。

６　現場技術員の配置が明示されている場合についても本特別仕様書を適用し、農業土木工事標準仕様書１－１－８に定める事項は、電子協議を原則とする。

７　受注者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を委託している者に支払うこと。なお、CALSシステム利用料は、共通仮設費率に率計上している。

８　受注者は監督員等からCALSシステム利用完了指示があったときは、すみやかにCALSシステムで利用完了操作を行うこと。

９　上記以外の電子協議及び電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議で定めるものとする。

※１　電子協議とは、指示･承諾･協議･提出･報告･通知等を、電子化された書面及びその他資料（図書等）で行うことをいう。

※２　電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する※3新潟県策定の「新潟県電子納品実施要領」及び「電子協議・電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】」に基づいて作成された電子データを指す。

※３　新潟県CALS/ECホームページで公表する。（URL：https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1197303353950.html）

1. 納品物の提出方法及び検査方法について

納品物の提出方法及び検査方法については下表のとおりとし、下表にない書類及び必須以外の書類については、契約後の受発注者協議で決定するものとする。また検査における詳細な事項についても契約後の受発注者協議で定めるものとする。

納品物		納品方法		検査方法	備考
項目	書類	電子納品	紙納品		
施工計画	施工計画書	◎	×	◎	注4参照。
工程管理	実施工程表	◎	×	◎	注4参照。
材料承諾	材料承諾願	○	○	○	オリジナルデータが、WORD・EXCELの場合は電子納品。紙納品は注2、PDFは注4参照。
書類管理	土・休日・夜間作業届	◎	×	◎	施工計画書等と異なる場合のみ、提出。
	工事履行報告書	◎	×	◎	施工中、監督員に紙で提出した添付資料は、完成時提出不要。
	段階確認書	◎	×	◎	施工中、監督員に紙で提出した添付資料は、完成時提出不要。発注者立会いの場合、確認書への写真添付不要。
	材料確認書	◎	×	◎	施工中、監督員に紙で提出した添付資料は、完成時提出不要。発注者立会いの場合、確認書への写真添付不要。
	工事打合簿	◎	×	◎	施工中、監督員に紙で提出した添付資料は、完成時提出不要。
品質管理	品質管理表	◎	×	◎	注4参照
出来形管理	出来形管理表	◎	×	◎	注4参照
品質証明	品質証明書	○	○	○	
	ミルシート	○	○	○	
	カタログ	×	×	■	完成時の納品不要、紙資料提示又は電子データ提示で検査。
	見本	×	×	■	完成時の納品不要、紙資料提示又は電子データ提示で検査。
	試験結果(報告)書	○	○	○	
	材料納入伝票	×	×	■	完成時の納品不要、紙資料提示又は電子データ提示で検査。
写真管理	工事写真帳	◎	×	◎	CALSシステム経由必須
	工事写真(ネガ)	◎	×	◎	CALS経由不要
	参考図	◎	×	◎	
安全管理	安全教育・訓練	×	×	◆	
	工事安全日誌(KY含む)	×	×	◆	
	各種点検記録簿	×	×	◆	
	機械の作業計画書	×	×	◆	
図面	完成図	◎	×	◎	
	出来形図	◎	×	◎	
	発注図	○	○	○	発注時に電子データを提供された場合のみ電子納品(但し、受注者の任意)
建設副産物	再生資源利用(促進)計画書	◎	×	◎	PDF(COBRISで作成し出力)又はEXCEL(国土交通省ホームページで公開)を電子納品
	再生資源利用(促進)実施書	◎	×	◎	PDF(COBRISで作成し出力)又はEXCEL(国土交通省ホームページで公開)を電子納品
	廃棄物マニュフェスト	×	×	■	納品不要、紙資料提示又は電子データ提示で検査。
地質データ	ボーリング交換用データ	◎	×	◎	注6参照
	電子柱状図	◎	×	◎	注6参照
	電子簡略柱状図	◎	×	◎	注6参照
	コア写真	◎	×	◎	注6参照
	土質試験及び地質調査	◎	×	◎	注6参照
	その他地質・土質調査成果	◎	×	◎	注6参照
その他	着手前写真	◎	×	◎	電子写真帳への掲載必須。
	竣工写真	◎	×	◎	電子写真帳への掲載必須。
	検査写真	ー	ー	ー	発注者検査の撮影・提出不要、社内検査の写真は出来形管理に含む。
	施工体系図	◎	×	◎	注4参照
	施工体制台帳	◎	×	◎	注4参照
	建設業退職金共済組合掛金収納書	○	○	○	
	工事カルテの写し	◎	×	◎	
	創意工夫・高度技術関係	◎	×	◎	
	特別仕様書	○	ー	ー	発注時に電子データを提供された場合のみ電子納品(但し、受注者の任意)
	ICT活用工事資料	◎	×	◎	ICT活用工事を実施した場合対象とする。納品についてはICT活用工事実施要領による。
	その他	■	■	■	県の各施策よって発生する電子成果品、対応は受発注者協議により決定する。

注1)【提出方法(電子納品)凡例】◎:必須、○条件付き必須、×:対象外、■受発注者協議による
注2)【提出方法(紙納品)凡例】◎:必須、○:電子納品した場合は紙納品不要、×:対象外、■受発注者協議による
注3)【検査方法凡例】◎:電子納品物による検査(電子検査)、◆:紙資料提示による検査、■受発注者協議による
○:納品形態別の検査、ただし電子納品した場合は受注者の任意で紙資料提示(納品不要)を併用した検査可
注4)発注者が閲覧できる形式とする(Word、Excelで作成したデータ及び他のアプリケーションで作成したものをPDF形式で保存したデータ)。
注5)電子化に係わる詳細な事項については、「電子協議・電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】」による。
注6)工事でボーリング調査など地質調査を実施した場合については、提出する。

2. 提出部数について

提出方法別	提出形態	提出部数	備考
電子納品物	CD－R等	1部	CALSシステムによりCD－R等を作成。 工事写真(ネガ)についてはCALSシステムを経由せずに別途CD－Rを作成。(新潟県電子納品実施要領等に準じなくてもよい。但し、ウィルスチェックに関する事項を除く。)
紙納品物	簡易製本	1部	

注1)「簡易製本」とは、ファイルによる綴じ込み等を指す。
注2)CD－R等とは、CD－R又はDVD－Rとする。データ容量等により適宜選択すること。